

議案第64号

福岡市立保育所条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法の一部改正に伴い、市立保育所の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるとともに、脇山保育所について民営化を行うため、これを廃止する等の必要があるによる。

福岡市立保育所条例等の一部を改正する条例

(福岡市立保育所条例の一部改正)

第1条 福岡市立保育所条例(昭和39年福岡市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(開所時間及び休所日)

第1条の2 保育所の開所時間及び休所日は、規則で定める。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第7条を次のように改める。

(使用料)

第7条 第2条第1号の規定により入所した者の保護者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を徴収する。

- (1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育(同法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を含む。)を受けた者 子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準のうち特定保育所(同法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)に係るものにより算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教

育・保育に要した費用の額)

(2) 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた者
子ども・子育て支援法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準のうち特定
保育所に係るものにより算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した
費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）

2 第2条第2号の規定により入所した者の保護者からは、前項第1号に定める使用料の
額を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

第9条を第11条とする。

第8条の見出し中「保育料」を「使用料」に改め、同条中「第2条第2号の規定により
入所した者の保護者が前条の保育料を負担することができないと認めるときは、これ」を
「特別の理由があると認めるときは、使用料（第7条第1項に規定するものを除く。）」に
改め、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

（時間外保育に係る使用料）

第8条 時間外保育を受ける者の保護者からは、1月当たり6,000円以内で規則で定める額
の使用料を徴収する。ただし、一時的に時間外保育を受ける者の保護者からは、1時間
当たり600円以内で規則で定める額の使用料（以下「時間使用料」という。）を徴収する。

（納期限）

第9条 使用料（時間使用料を除く。）は、毎月その月分を徴収するものとし、納期限は、
月の末日（12月にあつては、28日）とする。

2 時間使用料は、一時的に時間外保育を受けた月（以下「利用月」という。）の翌月に、
利用月分を徴収するものとし、納期限は、利用月の翌月の末日（12月にあつては、28日）
とする。

3 前2項の場合において、月の末日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休
日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

4 市長は、特別の事情がある場合において、前3項に定める納期限により難いと認める
ときは、これらの規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

別表福岡市立脇山保育所の項を削る。

（福岡市保育の実施に関する条例を廃止する等の条例の一部改正）

第2条 福岡市保育の実施に関する条例を廃止する等の条例（平成26年福岡市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中福岡市立保育所条例第5条を改め、同条を第5条の2とし、第4条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第5条中「、第3条の規定により児童に延長保育を受けさせようとするとき及び前条の規定により児童に休日保育」を「及び児童に時間外保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）」に、「市長の」を「市長に申請し、その」に改め、同条を第5条の2とし、第4条の次に次の1条を加える。

（入所の承諾）

第5条 保護者は、第2条第1号の規定により児童を保育所に入所させようとするときは、規則で定めるところにより市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定の施行の日前に同条による改正前の福岡市立保育所条例の規定により徴収事由の生じた保育料の徴収については、同条例第3条、第4条及び第7条並びに福岡市保育の実施に関する条例を廃止する等の条例第2条の規定による改正前の福岡市立保育所条例第2条第2号の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。